

教育委員会事務の委任等に関する規則の一部
を改正する規則の制定について

教育委員会事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則

教育委員会事務の委任等に関する規則（昭和４７年川崎市教育委員会規則第２０号）の一部を次のように改正する。

第２条第２項第１号及び第３項第１号中「使用許可」を「利用許可」に改め、同条第４項第１号中「及び使用許可」を削り、「こと」の次に「（指定管理者が行う事務を除く。）」を加え、同項に次の１号を加える。

（２）川崎市中原市民館の施設及び設備の目的外使用許可に関すること。

第２条第５項第１号中「及び使用許可」を削り、「こと」の次に「（指定管理者が行う事務を除く。）」を加え、同項第２号中「こと」の次に「（指定管理者が行う事務を除く。）」を加え、同項に次の１号を加える。

（３）高津市民館等の施設及び設備の目的外使用許可に関すること。

第２条第６項第１号中「使用許可」を「利用許可」に改め、同項第３号中「及び使用許可」を削り、同条第７項第１号及び第８項第１号中「使用許可」を「利用許可」に改め、同条第１０項第１号中「及び使用許可」を削る。

第３条第１項第２号を削り、同条第４項第１号中「川崎市中原市民館における」を「中原区における課題解決のための」に、「振興」を「推進」に改め、同項第２号を次のように改める。

（２）中原区の特性を生かした生涯学習及び社会教育の振興に関すること。

第３条第４項第３号を削り、同項第４号中「川崎市中原市民館における」を削り、同号を同項第３号とし、同項第５号を同項第６号とし、同項第３号の次に次の２号を加える。

（４）川崎市中原市民館に係る告示及び公告に関すること。

（５）川崎市中原市民館に係る指定管理者に関すること（市議会に提出する議案及び議会との連絡調整に関するものを除く。）。

第３条第５項第１号中「高津市民館等における」を「高津区における課題解

決のための」に、「振興」を「推進」に改め、同項第2号を次のように改める。

(2) 高津区の特性を生かした生涯学習及び社会教育の振興に関すること。

第3条第5項第3号を削り、同項第4号中「川崎市高津市民館における」を削り、同号を同項第3号とし、同号の次に次の1号を加える。

(4) 高津市民館等及び川崎市立高津図書館橘分館に係る告示及び公告に関すること。

第3条第5項第6号を削り、同項第5号を同項第7号とし、同号の前に次の2号を加える。

(5) 高津市民館等に係る指定管理者に関すること（市議会に提出する議案及び議会との連絡調整に関するものを除く。）。

(6) 川崎市立高津図書館橘分館に係る指定管理者に関すること（指定管理者の業務の実施状況の監視に関すること並びに市議会に提出する議案及び議会との連絡調整に関するものを除く。）。

第3条第6項中第7号から第9号までを削り、第10号を第7号とし、第11号を第8号とし、第12号を第9号とし、同条第9項中第1号から第3号までを削り、第4号を第1号とし、第5号を第2号とし、第6号を第3号とする。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

制 定 理 由

区における課題解決のための生涯学習及び社会教育の推進に関する事並びに区の特性を生かした生涯学習及び社会教育の振興に関する事を中原区長及び高津区長に補助執行させる事等のため、この規則を制定するものである。

教育委員会事務の委任等に関する規則 新旧対照表

改正後	改正前
(区長等に委任する事務) 第2条 委員会の事務のうち、次に掲げる事務は、区長に委任する。 (1) 区内の小学校及び中学校の就学事務に関すること。 (2) 公職選挙法(昭和25年法律第100号)及び川崎市住民投票条例(平成20年川崎市条例第26号)による区内の学校施設の一時使用に関すること。 2 委員会の事務のうち、次に掲げる事務は、川崎区長に委任する。 (1) 川崎市教育文化会館、川崎市教育文化会館大師分館及び川崎市教育文化会館田島分館(以下「教育文化会館等」という。)の施設及び設備の維持管理及び<u>利用許可</u>に関すること。 (2) 川崎市立川崎図書館大師分館及び川崎市立川崎図書館田島分館の施設及び設備の維持管理に関すること。 3 委員会の事務のうち、次に掲げる事務は、幸区長に委任する。 (1) 川崎市幸市民館及び川崎市幸市民館日吉分館(以下「幸市民館等」という。)の施設及び設備の維持管理及び<u>利用許可</u>に関すること。 (2) 川崎市立幸図書館及び川崎市立幸図書館日吉分館の施設及び設備の維持管理に関すること。 4 委員会の事務のうち、次に掲げる事務は、中原区長に委任する。 (1) 川崎市中原市民館の施設及び設備の維持管理に関すること <u>(指定管理者が行う事務を除く。)</u>。 (2) 川崎市中原市民館の施設及び設備の目的外使用許可に関すること。 5 委員会の事務のうち、次に掲げる事務は、高津区長に委任する。 (1) 川崎市高津市民館及び川崎市高津市民館橘分館(以下「高津市民館等」という。)の施設及び設備の維持管理に関すること <u>(指定管理者が行う事務を除く。)</u>。 (2) 川崎市立高津図書館橘分館の施設及び設備の維持管理に関すること <u>(指</u>	(区長等に委任する事務) 第2条 委員会の事務のうち、次に掲げる事務は、区長に委任する。 (1) 区内の小学校及び中学校の就学事務に関すること。 (2) 公職選挙法(昭和25年法律第100号)及び川崎市住民投票条例(平成20年川崎市条例第26号)による区内の学校施設の一時使用に関すること。 2 委員会の事務のうち、次に掲げる事務は、川崎区長に委任する。 (1) 川崎市教育文化会館、川崎市教育文化会館大師分館及び川崎市教育文化会館田島分館(以下「教育文化会館等」という。)の施設及び設備の維持管理及び<u>使用許可</u>に関すること。 (2) 川崎市立川崎図書館大師分館及び川崎市立川崎図書館田島分館の施設及び設備の維持管理に関すること。 3 委員会の事務のうち、次に掲げる事務は、幸区長に委任する。 (1) 川崎市幸市民館及び川崎市幸市民館日吉分館(以下「幸市民館等」という。)の施設及び設備の維持管理及び<u>使用許可</u>に関すること。 (2) 川崎市立幸図書館及び川崎市立幸図書館日吉分館の施設及び設備の維持管理に関すること。 4 委員会の事務のうち、次に掲げる事務は、中原区長に委任する。 (1) 川崎市中原市民館の施設及び設備の維持管理<u>及び使用許可</u>に関すること。 (新設) 5 委員会の事務のうち、次に掲げる事務は、高津区長に委任する。 (1) 川崎市高津市民館及び川崎市高津市民館橘分館(以下「高津市民館等」という。)の施設及び設備の維持管理<u>及び使用許可</u>に関すること。 (2) 川崎市立高津図書館橘分館の施設及び設備の維持管理に関すること。

改正後	改正前
定管理者が行う事務を除く。))。 (3) 高津市民館等の施設及び設備の目的外使用許可に関する<u>こと</u>。 6 委員会の事務のうち、次に掲げる事務は、宮前区長に委任する。 (1) 川崎市宮前市民館及び川崎市宮前市民館菅生分館（以下「宮前市民館等」という。）の施設及び設備の維持管理及び<u>利用許可</u>に関する<u>こと</u>。 (2) 川崎市立宮前図書館の施設及び設備の維持管理に関する<u>こと</u>。 (3) 川崎市有馬・野川生涯学習支援施設の施設及び設備の維持管理に関する<u>こと</u>（指定管理者が行う事務を除く。))。 (4) 川崎市有馬・野川生涯学習支援施設の施設及び設備の目的外使用許可に関する<u>こと</u>。 7 委員会の事務のうち、次に掲げる事務は、多摩区長に委任する。 (1) 川崎市多摩市民館の施設及び設備の維持管理及び<u>利用許可</u>に関する<u>こと</u>。 (2) 川崎市立多摩図書館の施設及び設備の維持管理に関する<u>こと</u>。 8 委員会の事務のうち、次に掲げる事務は、麻生区長に委任する。 (1) 川崎市麻生市民館及び川崎市麻生市民館岡上分館（以下「麻生市民館等」という。）の施設及び設備の維持管理及び<u>利用許可</u>に関する<u>こと</u>。 (2) 川崎市立麻生図書館の施設及び設備の維持管理に関する<u>こと</u>。 9 委員会の事務のうち、次に掲げる事務は、市民文化局長に委任する。 (1) 川崎市教育文化会館及び市民館の施設及び設備の維持管理に係る川崎市教育文化会館及び市民館相互間の連絡調整に関する<u>こと</u>。 10 委員会の事務のうち、次に掲げる事務は、こども未来局長に委任する。 (1) 青少年の家、少年自然の家、黒川青少年野外活動センター及び子ども夢パーク（以下「青少年教育施設」という。）の施設及び設備の維持管理に関する<u>こと</u>（指定管理者が行う事務を除く。))。 (2) 青少年教育施設の施設及び設備の目的外使用許可に関する<u>こと</u>。 (区長等に補助執行させる事務) 第3条 委員会の事務のうち、次に掲げる事務は、区長に補助執行させる。	(新設) 6 委員会の事務のうち、次に掲げる事務は、宮前区長に委任する。 (1) 川崎市宮前市民館及び川崎市宮前市民館菅生分館（以下「宮前市民館等」という。）の施設及び設備の維持管理及び<u>使用許可</u>に関する<u>こと</u>。 (2) 川崎市立宮前図書館の施設及び設備の維持管理に関する<u>こと</u>。 (3) 川崎市有馬・野川生涯学習支援施設の施設及び設備の維持管理<u>及び使用許可</u>に関する<u>こと</u>（指定管理者が行う事務を除く。))。 (4) 川崎市有馬・野川生涯学習支援施設の施設及び設備の目的外使用許可に関する<u>こと</u>。 7 委員会の事務のうち、次に掲げる事務は、多摩区長に委任する。 (1) 川崎市多摩市民館の施設及び設備の維持管理及び<u>使用許可</u>に関する<u>こと</u>。 (2) 川崎市立多摩図書館の施設及び設備の維持管理に関する<u>こと</u>。 8 委員会の事務のうち、次に掲げる事務は、麻生区長に委任する。 (1) 川崎市麻生市民館及び川崎市麻生市民館岡上分館（以下「麻生市民館等」という。）の施設及び設備の維持管理及び<u>使用許可</u>に関する<u>こと</u>。 (2) 川崎市立麻生図書館の施設及び設備の維持管理に関する<u>こと</u>。 9 委員会の事務のうち、次に掲げる事務は、市民文化局長に委任する。 (1) 川崎市教育文化会館及び市民館の施設及び設備の維持管理に係る川崎市教育文化会館及び市民館相互間の連絡調整に関する<u>こと</u>。 10 委員会の事務のうち、次に掲げる事務は、こども未来局長に委任する。 (1) 青少年の家、少年自然の家、黒川青少年野外活動センター及び子ども夢パーク（以下「青少年教育施設」という。）の施設及び設備の維持管理<u>及び使用許可</u>に関する<u>こと</u>（指定管理者が行う事務を除く。))。 (2) 青少年教育施設の施設及び設備の目的外使用許可に関する<u>こと</u>。 (区長等に補助執行させる事務) 第3条 委員会の事務のうち、次に掲げる事務は、区長に補助執行させる。

改正後	改正前
(1) 区内の社会教育の広報及び連絡に関すること。 (削る) 2 委員会の事務のうち、次に掲げる事務は、川崎区長に補助執行させる。 (1) 教育文化会館等における生涯学習及び社会教育の振興に関すること。 (2) 教育文化会館等における社会教育振興のための市民の学習活動、文化活動等に係る相談並びに情報の収集及び提供に関すること。 (3) 川崎市教育文化会館における視聴覚ライブラリーに関すること。 (4) 川崎市教育文化会館における区社会教育関係団体（青少年団体、スポーツ関係団体及びレクリエーション関係団体を除く。）との連絡調整に関すること。 (5) 川崎市社会教育委員会教育文化会館専門部会に関すること。 (6) 川崎市立川崎図書館大師分館及び川崎市立川崎図書館田島分館における閲覧奉仕業務及び図書整備業務に関すること（図書の収集、選定、除籍を除く。）。 3 委員会の事務のうち、次に掲げる事務は、幸区長に補助執行させる。 (1) 幸市民館等における生涯学習及び社会教育の振興に関すること。 (2) 幸市民館等における社会教育振興のための市民の学習活動、文化活動等に係る相談並びに情報の収集及び提供に関すること。 (3) 川崎市幸市民館における視聴覚ライブラリーに関すること。 (4) 川崎市幸市民館における区社会教育関係団体（青少年団体、スポーツ関係団体及びレクリエーション関係団体を除く。）との連絡調整に関すること。 (5) 川崎市社会教育委員会幸市民館専門部会に関すること。 (6) 川崎市立幸図書館日吉分館における閲覧奉仕業務及び図書整備業務に関すること（図書の収集、選定、除籍を除く。）。 4 委員会の事務のうち、次に掲げる事務は、中原区長に補助執行させる。 (1) <u>中原区における課題解決のための生涯学習及び社会教育の推進</u>に関すること。	(1) 区内の社会教育の広報及び連絡に関すること。 <u>(2) 区内の校庭夜間開放に係る調整及び収納事務に関すること。</u> 2 委員会の事務のうち、次に掲げる事務は、川崎区長に補助執行させる。 (1) 教育文化会館等における生涯学習及び社会教育の振興に関すること。 (2) 教育文化会館等における社会教育振興のための市民の学習活動、文化活動等に係る相談並びに情報の収集及び提供に関すること。 (3) 川崎市教育文化会館における視聴覚ライブラリーに関すること。 (4) 川崎市教育文化会館における区社会教育関係団体（青少年団体、スポーツ関係団体及びレクリエーション関係団体を除く。）との連絡調整に関すること。 (5) 川崎市社会教育委員会教育文化会館専門部会に関すること。 (6) 川崎市立川崎図書館大師分館及び川崎市立川崎図書館田島分館における閲覧奉仕業務及び図書整備業務に関すること（図書の収集、選定、除籍を除く。）。 3 委員会の事務のうち、次に掲げる事務は、幸区長に補助執行させる。 (1) 幸市民館等における生涯学習及び社会教育の振興に関すること。 (2) 幸市民館等における社会教育振興のための市民の学習活動、文化活動等に係る相談並びに情報の収集及び提供に関すること。 (3) 川崎市幸市民館における視聴覚ライブラリーに関すること。 (4) 川崎市幸市民館における区社会教育関係団体（青少年団体、スポーツ関係団体及びレクリエーション関係団体を除く。）との連絡調整に関すること。 (5) 川崎市社会教育委員会幸市民館専門部会に関すること。 (6) 川崎市立幸図書館日吉分館における閲覧奉仕業務及び図書整備業務に関すること（図書の収集、選定、除籍を除く。）。 4 委員会の事務のうち、次に掲げる事務は、中原区長に補助執行させる。 (1) <u>川崎市中原市民館における生涯学習及び社会教育の振興</u>に関すること。

改正後	改正前
(2) 中原区の特性を生かした生涯学習及び社会教育の振興に関する <u>こと。</u>	(2) 川崎市中原市民館における社会教育振興のための市民の学習活動、文化活動等に係る相談並びに情報の収集及び提供に関する <u>こと。</u>
(削る)	(3) 川崎市中原市民館における視聴覚ライブラリーに関する <u>こと。</u>
(3) 区社会教育関係団体（青少年団体、スポーツ関係団体及びレクリエーション関係団体を除く。）との連絡調整に関する <u>こと。</u>	(4) 川崎市中原市民館における区社会教育関係団体（青少年団体、スポーツ関係団体及びレクリエーション関係団体を除く。）との連絡調整に関する <u>こと。</u>
(4) 川崎市中原市民館に係る告示及び公告に関する <u>こと。</u>	(新設)
(5) 川崎市中原市民館に係る指定管理者に関する <u>こと（市議会に提出する議案及び議会との連絡調整に関することを除く。）。</u>	(新設)
(6) 川崎市社会教育委員会議中原市民館専門部会に関する <u>こと。</u>	(5) 川崎市社会教育委員会議中原市民館専門部会に関する <u>こと。</u>
5 委員会の事務のうち、次に掲げる事務は、高津区長に補助執行させる。	5 委員会の事務のうち、次に掲げる事務は、高津区長に補助執行させる。
(1) 高津区における課題解決のための生涯学習及び社会教育の <u>推進</u> に関する <u>こと。</u>	(1) 高津市民館等における生涯学習及び社会教育の <u>振興</u> に関する <u>こと。</u>
(2) 高津区の特性を生かした生涯学習及び社会教育の振興に関する <u>こと。</u>	(2) 高津市民館等における社会教育振興のための市民の学習活動、文化活動等に係る相談並びに情報の収集及び提供に関する <u>こと。</u>
(削る)	(3) 川崎市高津市民館における視聴覚ライブラリーに関する <u>こと。</u>
(3) 区社会教育関係団体（青少年団体、スポーツ関係団体及びレクリエーション関係団体を除く。）との連絡調整に関する <u>こと。</u>	(4) 川崎市高津市民館における区社会教育関係団体（青少年団体、スポーツ関係団体及びレクリエーション関係団体を除く。）との連絡調整に関する <u>こと。</u>
(4) 高津市民館等及び川崎市立高津図書館橘分館に係る告示及び公告に関する <u>こと。</u>	(新設)
(5) 高津市民館等に係る指定管理者に関する <u>こと（市議会に提出する議案及び議会との連絡調整に関することを除く。）。</u>	(新設)
(6) 川崎市立高津図書館橘分館に係る指定管理者に関する <u>こと（指定管理者の業務の実施状況の監視に関すること並びに市議会に提出する議案及び議会との連絡調整に関することを除く。）。</u>	(新設)
(7) 川崎市社会教育委員会議高津市民館専門部会に関する <u>こと。</u>	(5) 川崎市社会教育委員会議高津市民館専門部会に関する <u>こと。</u>
(削る)	(6) 川崎市立高津図書館橘分館における閲覧奉仕業務及び図書整備業務に

改正後	改正前
6 委員会の事務のうち、次に掲げる事務は、宮前区長に補助執行させる。 (1) 宮前市民館等における生涯学習及び社会教育の振興に関すること。 (2) 宮前市民館等における社会教育振興のための市民の学習活動、文化活動等に係る相談並びに情報の収集及び提供に関すること。 (3) 川崎市宮前市民館における視聴覚ライブラリーに関すること。 (4) 川崎市宮前市民館における区社会教育関係団体（青少年団体、スポーツ関係団体及びレクリエーション関係団体を除く。）との連絡調整に関すること。 (5) 川崎市社会教育委員会議宮前市民館専門部会に関すること。 (6) 川崎市宮前市民館菅生分館における図書の閲覧等に関すること。 (削る) (削る) (削る) (7) 川崎市有馬・野川生涯学習支援施設に係る告示及び公告に関すること。 (8) 川崎市有馬・野川生涯学習支援施設に係る指定管理者に関すること（市議会に提出する議案及び議会との連絡調整に関するものを除く。）。 (9) 川崎市社会教育委員会議有馬・野川生涯学習支援施設専門部会に関すること。 7 委員会の事務のうち、次に掲げる事務は、多摩区長に補助執行させる。 (1) 川崎市多摩市民館における生涯学習及び社会教育の振興に関すること。 (2) 川崎市多摩市民館における社会教育振興のための市民の学習活動、文化活動等に係る相談並びに情報の収集及び提供に関すること。	<u>関すること（図書の収集、選定、除籍を除く。）。</u> 6 委員会の事務のうち、次に掲げる事務は、宮前区長に補助執行させる。 (1) 宮前市民館等における生涯学習及び社会教育の振興に関すること。 (2) 宮前市民館等における社会教育振興のための市民の学習活動、文化活動等に係る相談並びに情報の収集及び提供に関すること。 (3) 川崎市宮前市民館における視聴覚ライブラリーに関すること。 (4) 川崎市宮前市民館における区社会教育関係団体（青少年団体、スポーツ関係団体及びレクリエーション関係団体を除く。）との連絡調整に関すること。 (5) 川崎市社会教育委員会議宮前市民館専門部会に関すること。 (6) 川崎市宮前市民館菅生分館における図書の閲覧等に関すること。 (7) 川崎市有馬・野川生涯学習支援施設に係る教育委員会規則の制定及び <u>改廃に関すること。</u> (8) 川崎市有馬・野川生涯学習支援施設に係る設置及び廃止並びに位置及び名称の変更に関すること。 (9) 川崎市有馬・野川生涯学習支援施設に係る教育財産の用途又は目的の変更若しくは廃止に関すること。 (10) 川崎市有馬・野川生涯学習支援施設に係る告示及び公告に関すること。 (11) 川崎市有馬・野川生涯学習支援施設に係る指定管理者に関すること（市議会に提出する議案及び議会との連絡調整に関するものを除く。）。 (12) 川崎市社会教育委員会議有馬・野川生涯学習支援施設専門部会に関すること。 7 委員会の事務のうち、次に掲げる事務は、多摩区長に補助執行させる。 (1) 川崎市多摩市民館における生涯学習及び社会教育の振興に関すること。 (2) 川崎市多摩市民館における社会教育振興のための市民の学習活動、文化活動等に係る相談並びに情報の収集及び提供に関すること。

改正後	改正前
(3) 川崎市多摩市民館における視聴覚ライブラリーに関すること。 (4) 川崎市多摩市民館における区社会教育関係団体（青少年団体、スポーツ関係団体及びレクリエーション関係団体を除く。）との連絡調整に関すること。 (5) 川崎市社会教育委員会議多摩市民館専門部会に関すること。 8 委員会の事務のうち、次に掲げる事務は、麻生区長に補助執行させる。 (1) 麻生市民館等における生涯学習及び社会教育の振興に関すること。 (2) 麻生市民館等における社会教育振興のための市民の学習活動、文化活動等に係る相談並びに情報の収集及び提供に関すること。 (3) 川崎市麻生市民館における視聴覚ライブラリーに関すること。 (4) 川崎市麻生市民館における区社会教育関係団体（青少年団体、スポーツ関係団体及びレクリエーション関係団体を除く。）との連絡調整に関すること。 (5) 川崎市社会教育委員会議麻生市民館専門部会に関すること。 (6) 川崎市麻生市民館岡上分館における図書の閲覧等に関すること。 9 委員会の事務のうち、次に掲げる事務は、こども未来局長に補助執行させる。 (削る) (削る) (削る) (1) 青少年教育施設に係る告示及び公告に関すること。 (2) 青少年教育施設に係る指定管理者に関すること。 (3) 川崎市社会教育委員会議青少年教育施設専門部会に関すること。	(3) 川崎市多摩市民館における視聴覚ライブラリーに関すること。 (4) 川崎市多摩市民館における区社会教育関係団体（青少年団体、スポーツ関係団体及びレクリエーション関係団体を除く。）との連絡調整に関すること。 (5) 川崎市社会教育委員会議多摩市民館専門部会に関すること。 8 委員会の事務のうち、次に掲げる事務は、麻生区長に補助執行させる。 (1) 麻生市民館等における生涯学習及び社会教育の振興に関すること。 (2) 麻生市民館等における社会教育振興のための市民の学習活動、文化活動等に係る相談並びに情報の収集及び提供に関すること。 (3) 川崎市麻生市民館における視聴覚ライブラリーに関すること。 (4) 川崎市麻生市民館における区社会教育関係団体（青少年団体、スポーツ関係団体及びレクリエーション関係団体を除く。）との連絡調整に関すること。 (5) 川崎市社会教育委員会議麻生市民館専門部会に関すること。 (6) 川崎市麻生市民館岡上分館における図書の閲覧等に関すること。 9 委員会の事務のうち、次に掲げる事務は、こども未来局長に補助執行させる。 (1) 青少年教育施設に係る教育委員会規則の制定及び改廃に関すること。 (2) 青少年教育施設に係る設置及び廃止並びに位置及び名称の変更に関すること。 (3) 青少年教育施設に係る教育財産の用途又は目的の変更若しくは廃止に関すること。 (4) 青少年教育施設に係る告示及び公告に関すること。 (5) 青少年教育施設に係る指定管理者に関すること。 (6) 川崎市社会教育委員会議青少年教育施設専門部会に関すること。